

佐伯市都市計画マスタープラン

自然・歴史・食文化のとけあう あまべの都

概 要 版



平成 25 年 12 月
佐 伯 市

1 都市計画マスタープランについて

●都市計画マスタープランとは？

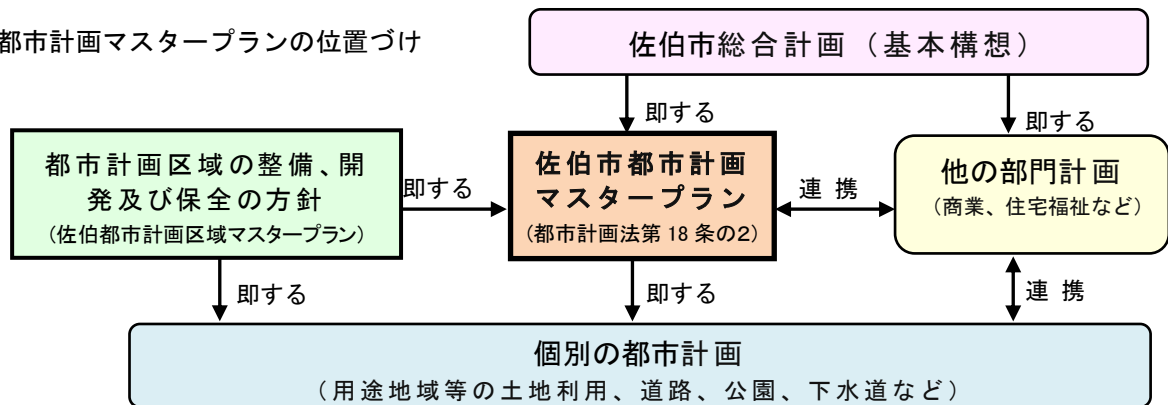
- 長期的な視点に立った都市の将来像を明らかにするため、都市計画の基本的な方針を定めるものです。
- 平成15年3月に旧佐伯市で、都市計画区域内を対象に策定しました。
- 市町村合併等の社会的情勢の変化などにより、都市計画マスタープランを見直しました。

○対象区域	今回の見直しでは、平成17年の合併を踏まえ、新市としての一体的な都市づくりや地域間の相互連携の促進等を図るために、佐伯市全域を対象として策定しました。なお、都市整備に関する事項は、佐伯都市計画区域を対象としています。
○目標年次	本計画の目標年次は、おおむね20年後の平成42年（2030年）としました。
○計画の構成	都市全体に関わる基本的な方針を定める「全体構想」と、佐伯市を7地域に分け、各地域に関わる基本的な方針を定める「地域別構想」から構成しています。

●佐伯市都市計画マスタープランの位置づけ

- ・本計画は、佐伯市の長期的・総合的な将来構想である「第1次佐伯市総合計画」並びに、大分県が広域的な観点から定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して策定しています。

■都市計画マスタープランの位置づけ



2 まちづくりの基本理念と将来都市像（全体構想）

●まちづくりの基本理念

佐伯市の現状と特性などから抽出された「まちづくりに向けての課題」をふまえ、まちづくりの基本理念として右の7項目を設定しました。

- 1 県南地域におけるにぎわいのある中核的拠点都市
- 2 暮らしと交流を支える交通体系が整備されたまち
- 3 災害に強い安全・安心なまち
- 4 人にやさしい快適なやさしいまち
- 5 子どもからお年寄りまで誰もが、いつまでも住み続けたいまち
- 6 番匠川をはじめ、海と緑豊かな自然に包まれるまち
- 7 歴史・文化を受け継ぎ、佐伯らしさをいかすまち

●佐伯市の将来都市像

将来の佐伯市の姿を展望するとき、「このまちに住んで良かった。」と実感でき、自慢できるまちにしたいと考えます。ゆっくりと過ごせる時間を大切に、番匠川や城山に代表される自然や歴史、寿司などの魚料理をはじめとする食文化など、佐伯らしさを大切にしながら、安全で快適なゆとりある生活を重視し、県南地域の中核的な拠点都市としてのまちづくりが重要です。そのため、市民と行政が一緒に考え、実現していくまちづくりが大切です。

このような考え方を計画の基本にして、以下を佐伯市の将来都市像として設定しました。

自然・歴史・食文化のとけあう あまべの都

●将来人口

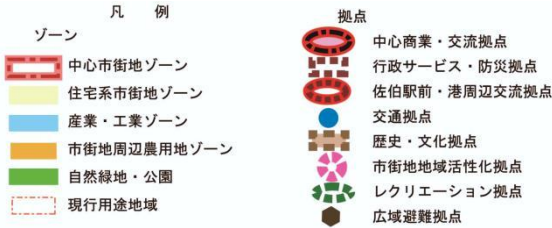
第1次佐伯市総合計画では、平成29年に73,000人を維持することを掲げています。

本計画では、さまざまな施策に取り組むことにより、人口の減少を極力抑えることを目指し、平成42年の人口を66,000人と設定します。

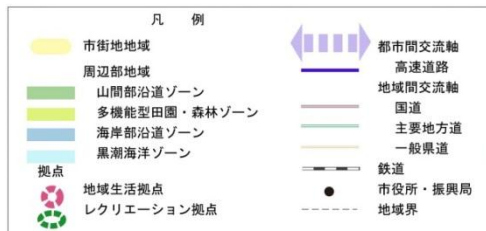
●将来都市構造

佐伯市の将来像を実現するために、おおむね20年後を見通す中で、都市の骨格となる軸、土地利用の基本的な配置（ゾーン）、都市機能の拠点を図のように設定します。

<市街地地域>（右図）



<周辺部地域>（下図）



山間部沿道ゾーン

生活拠点地区を中心として、各種の生活機能を整備し、自然をいかしたレクリエーション施設などを活用したまちづくり

多機能型田園・森林ゾーン

自然環境の保全を図るとともに、地域の特産品を中心とした農林業の振興を図り、農山村としての特性をいかしたまちづくり

海岸部沿道ゾーン

生活拠点地区を中心として、各種の生活機能を整備するとともに、海洋資源や日豊海岸国定公園の美しい海岸線をいかしたまちづくり

黒潮海洋ゾーン

水産業等の一層の振興を図り、恵まれた海洋資源や日豊海岸国定公園の景観などをいかしたまちづくり



3 まちづくりの方針（全体構想）

土地利用

- 県南地域の中核的な都市として、東九州自動車道など広域交通体系をいかながら、佐伯市の特性や環境に配慮した適正な土地利用を進めます。

市街地地域（都市計画区域）

- 快適な住宅地や魅力ある商業業務地の形成、環境と調和した工業地の確保などを図ります。

<住宅地>

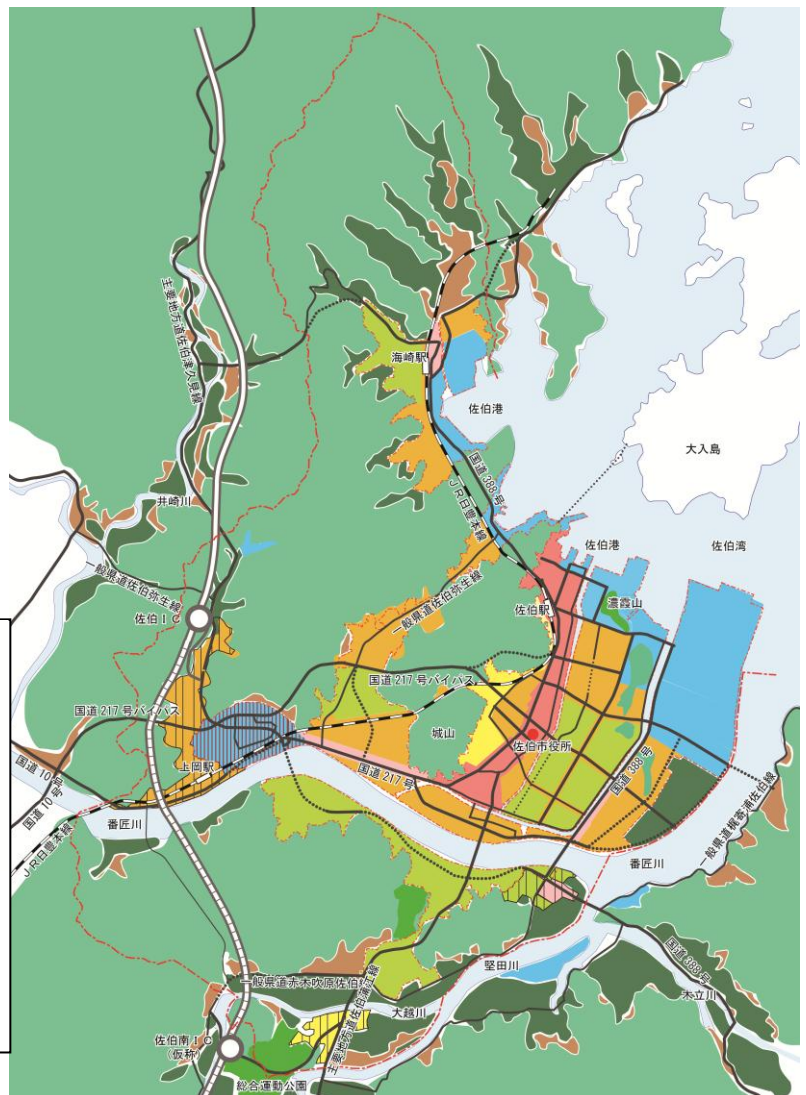
低層系、中層系、複合住宅地など、それぞれの良好な環境の形成

<工業地>

周辺環境との調和に留意し、機能の充実に図る土地利用

<商業業務地>

多様な機能が集積した質の高い土地利用



周辺部地域

- 無秩序な開発を防止しつつ、身近な生活環境の整備や産業の振興など地域の活性化を図り、地域の個性が光るまちづくりを進めます。

<生活拠点地区> 振興局庁舎周辺などの現在の土地利用、居住環境の保全

<農地・集落地> 周囲の自然と調和した集落環境の維持・向上

<森林・自然緑地、河川・海岸> 現状の良好な環境、多様な機能の保全

市街地形成

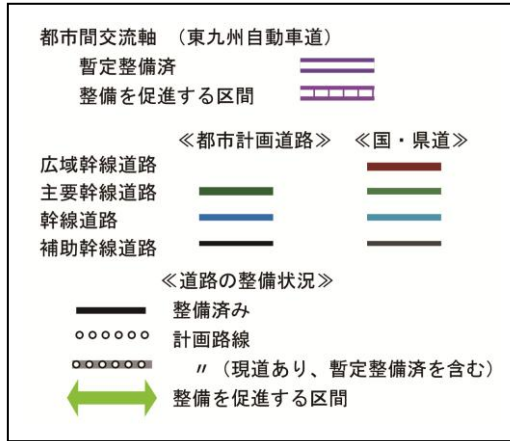
- 都市機能の集約が図られたコンパクトな市街地を形成します。
- 佐伯市の拠点となる中心市街地については、経済活動や交流の中核的な拠点として、新たな都市の魅力にあふれる市街地形成に努めます。また、「まちなか居住」を促進します。
- 城山や中川などの市街地地域内の自然環境を保全します。
- 「佐伯市歴史的環境保存地区」一帯における歴史的まち並み景観を保全します。

都市施設

道路

●東九州自動車道の整備を促進し、広域幹線道路や主要幹線道路を基軸に、暮らしと交流を支える体系的な道路ネットワークの形成を図ります。

- ・道路の機能や地域の特性に応じた整備を推進します。



公共交通

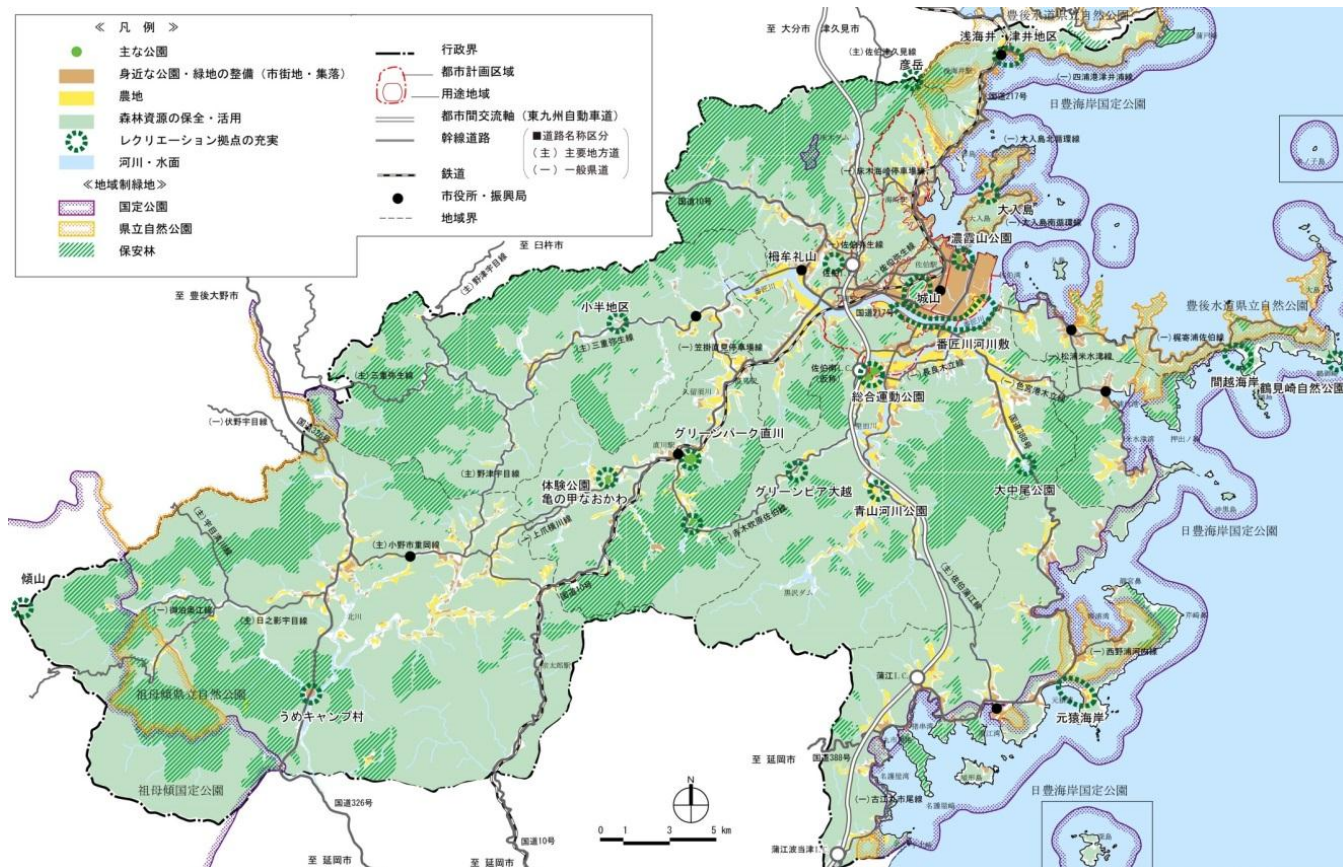
- ・公共交通機関の充実と交通結節機能の強化を図ります。
- ・安全な道路交通環境の形成を進めます。



公園緑地

●レクリエーション、防災、景観形成、やすらぎと潤いの提供、身近なふれあいの場、人々との交流の場など、多様な機能を果たす市民の財産として、保全・活用を図っていきます。

- ・総合的かつ計画的に公園・緑地の整備・保全を図るため、「佐伯市緑の基本計画」等を策定し、未整備の都市計画公園の見直しや新たに必要の公園の検討などを行います。
- ・地域の特性に配慮した都市公園等の整備・充実、公園・緑地のバリアフリー化に努めるとともに、施設の長寿命化や市民の参加による公園愛護など、適切な維持管理に努めます。
- ・良好で快適な生活環境を形成するため、歩道などの緑化、地域住民による花・樹木の植栽や管理の推進、身近な温暖化対策である緑のカーテンの普及などにより、総合的な緑の整備を進めます。
- ・森林については、国土保全、水源かん養、木材生産など多面的な機能を有する貴重な資源と位置づけ保全を図るとともに、レクリエーションの場としての活用を検討します。



下水道

●公共水域の水質保全を図り、衛生的で快適な生活環境を形成します。

- ・「佐伯市生活排水処理施設整備構想」に基づき、公共下水道等の整備を進めます。

河川

●市民の生命や財産を浸水などの災害から守る取組を進めます。

- ・河川流域が有している保水機能や遊水機能の維持や保全に努めます。
- ・無堤防地区の整備や河川改修を推進します。

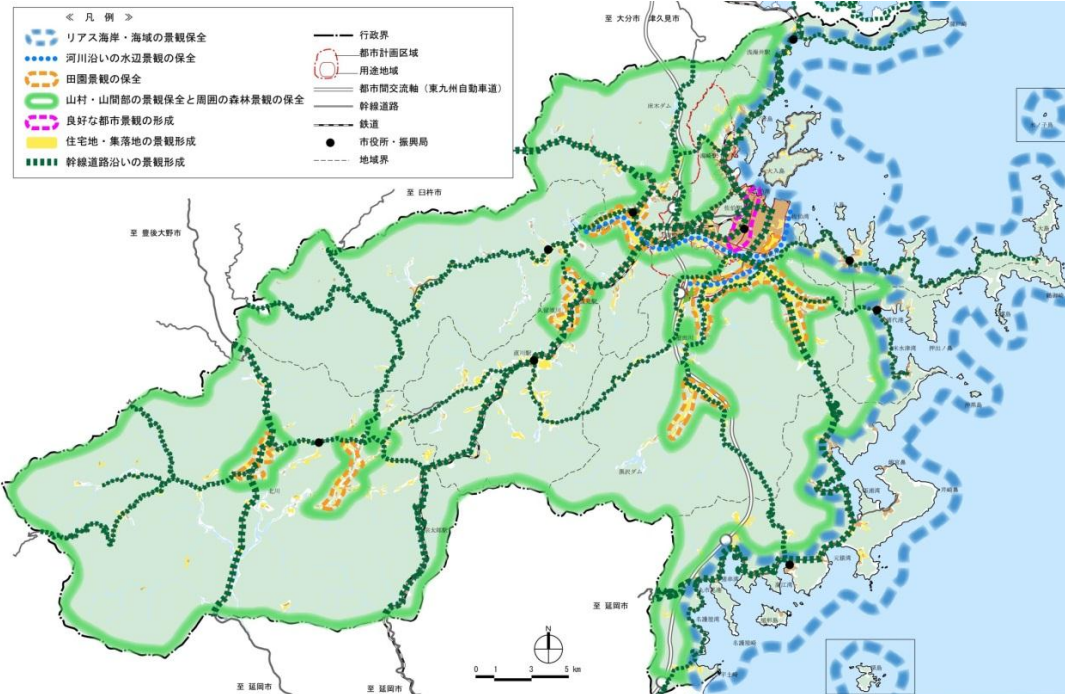
その他の施設

●教育文化施設や福祉施設等については、規模の適正化や適正な配置を進めながら、施設の老朽化状況を考慮し、施設の改築や耐震改修、有効利用などを行います。

●公営住宅については、高齢者、障がい者等を含む多様な住民ニーズに配慮しながら、福祉施策との連携を図り、長期的な視点をもって公営住宅の長寿命化のための維持管理計画により計画的に推進します。

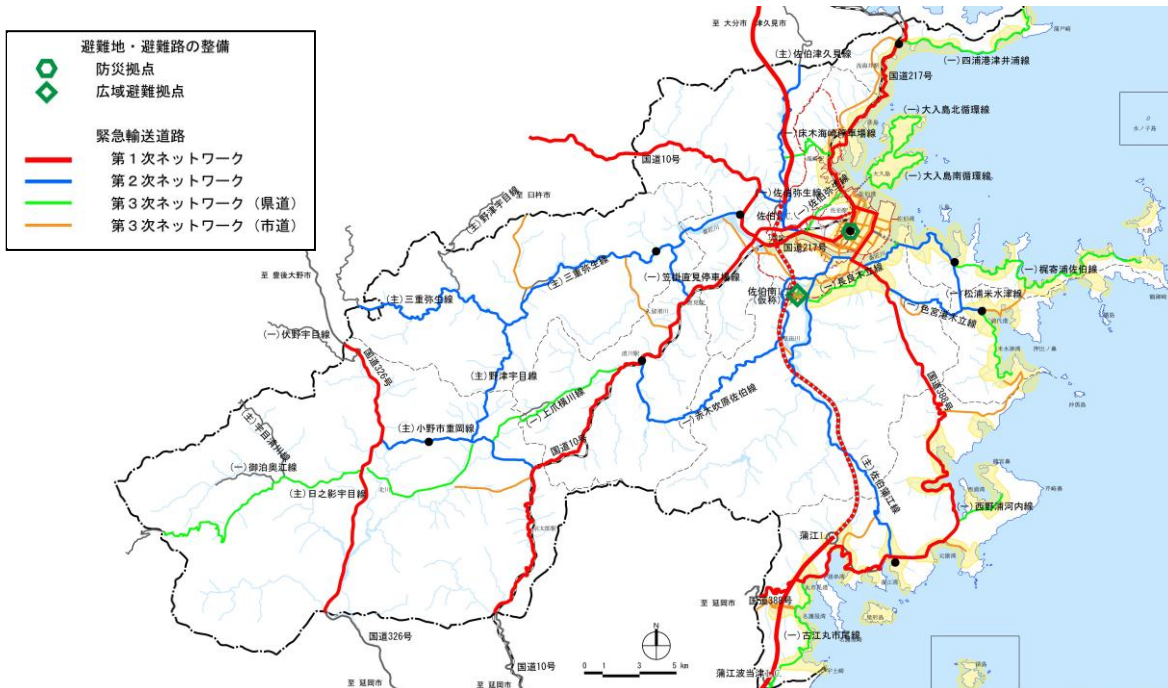
景觀形成

- 佐伯市の景観を形づくる重要な要素である自然と調和したまちづくりを目指すとともに、魅力ある都市景観を創造し、次世代に継承します。
- １）歴史や緑と水をいかした、佐伯らしい景観の保全・形成
- ・城山、佐伯市歴史的環境保存地区の保全　・番匠川などの河川やリアス海岸の水辺景観の保全
- ２）魅力ある都市景観の形成
- ・魅力ある中心市街地景観の形成　　・潤いと落ち着きのある住宅地景観形成の誘導



都市防災

- 地震、津波、土砂災害などの自然災害や火災などの都市型災害から市民の生命・財産を守り、被害を最小限に食止めるため、「佐伯市地域防災計画」に基づき、災害に強いまちづくりを進めます。
- ・土砂災害の危険性の高い地域での開発行為の抑制
 - ・緊急輸送道路となる幹線道路の整備など都市の防災構造化の推進
 - ・避難地としての公園などの整備、建築物の耐震化の促進
 - ・市民への情報・連絡体制の強化、自主防災組織の育成強化など地域防災体制の充実



その他

●計画の推進にあたっては、特に、次のような点に留意し、まちづくりに取り組んでいきます。

<自然と共生し、地球環境に貢献するまちづくり>

豊かな自然に恵まれた本市の地域特性を踏まえ、自然と共生した快適なまちづくりを目指すために、「佐伯市環境基本条例」や「佐伯市環境基本計画【改定】（さいき 903 エコプラン）」にもとづき、自然環境の保全、循環型・省エネルギー型社会への転換など「自然と共生し、地球環境に貢献するまちづくり」に努めます。

<人にやさしいまちづくり>

高齢者や障がい者など誰でもが利用しやすいものになるよう、公共施設や道路・公園等の公共空間の整備について、ユニバーサルデザインの考え方に配慮する「人にやさしいまちづくり」を目指します。

<佐伯の特徴をいかした食のまちづくり>

本市の豊富な「食」資源を育む山・川・海の自然、風土を守るとともに、農林水産業・加工業・飲食業・観光業などの幅広い産業やまちづくりにおける「食」資源の有効活用を促進します。特に、中心市街地商業地に「食」を核としたまちづくりの活動や情報発信の拠点を整備するなどにより、「食」を育み、学び、広め、高める、佐伯独自の魅力あるまちづくりを推進します。

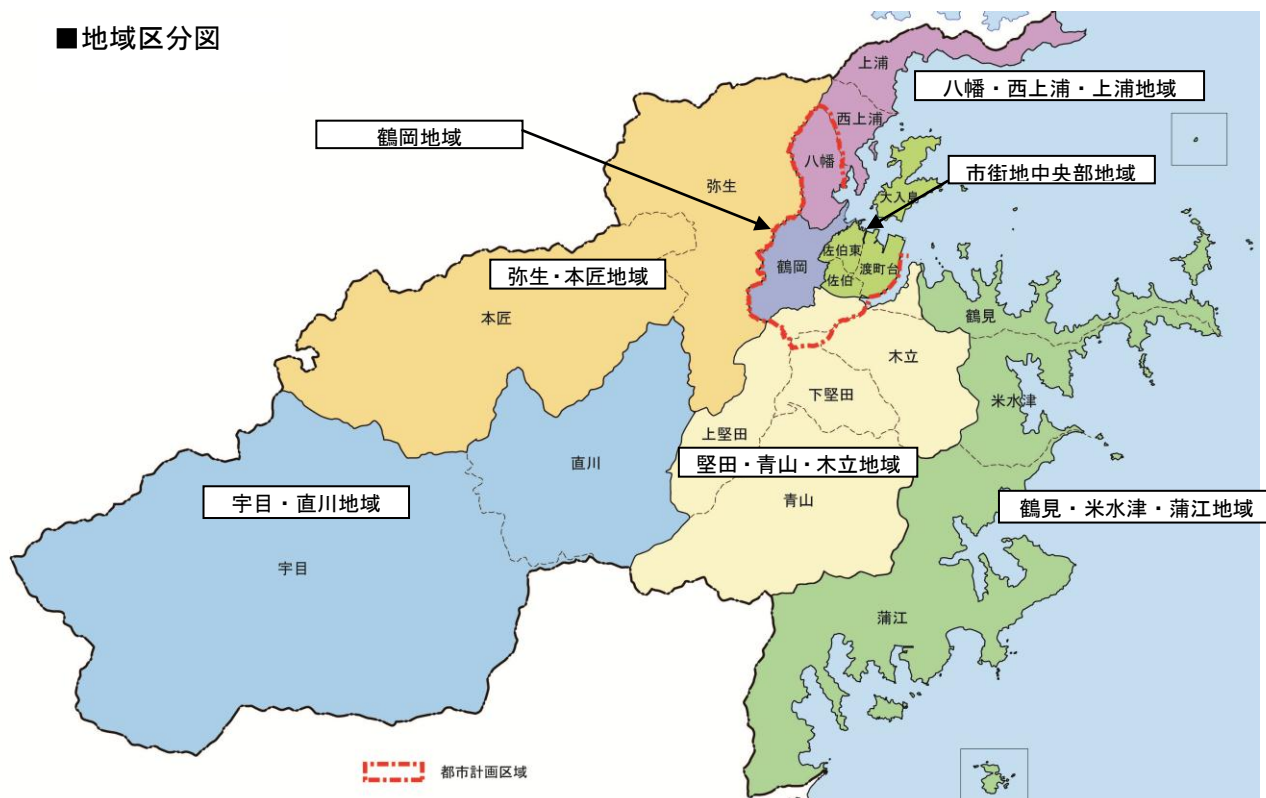
4 地域別まちづくりの方針（地域別構想）

地域別構想は、市全体の姿を示す全体構想におけるまちづくりの方針を身近な地域に即してわかりやすく展開するために、都市計画マスタープラン独自のものとして描くものです。

全体構想で示したまちづくりの課題や方針を踏まえ、地域ごとの将来のまちの姿、目指すべき方向性や今後取り組むべきことなどを、地域別まちづくりの方針として、より具体的に示します。

地域区分は、地形条件など自然的要素、現行の都市計画区域の設定範囲、全体構想における将来都市構造のゾーン、旧町村界など歴史的な生活上のつながりの要素などを考慮して、市域を7地域に区分します。

■地域区分図



※佐伯地区の上灘区・東灘区は、小中学校区など生活圏の現状から、堅田・青山・木立地域に含めています。

■市街地中央部地域

※佐伯地区の上灘区・東灘区を除く。

●地域の目指すべき方向性

長年育まれた豊かな資産と都市機能をいかした、活力とにぎわいの
ある質の高いまち

- 中心市街地が人々でにぎわう魅力あるまちづくり
- 質の高い居住環境を備えたまちづくり
- にぎわいの中にも歴史とうるおいを感じる美しさのあるまちづくり



- 【佐伯駅前・港周辺交流拠点】

- 本市の観光・交流の拠点としての機能充実を図り、活気と魅力ある拠点の形成を図ります。

- 【行政サービス・防災拠点】

- 佐伯市役所一帯を位置づけ、行政サービスや防災拠点としての機能を整備します。

- 【歷史·文化捌点】

- 佐伯市歴史的環境保存地区を歴史・文化拠点として位置づけ、保存修景整備を図るとともに、拠点的な文化施設の整備・充実を図ります。

- 【中心商業・交流拠点】

- にぎわいや活力、魅力等にあふれる都市（まち）の顔、市民の憩いと交流の場としての整備、機能集積を図ります。

- ### 【大入島の交通】

- コミュニティバスの適切な運行を行います。

- 【まちなか居住の促進】

- 中心市街地に多くの人々が居住、定住するよう、良質な住宅の建設を誘導するとともに、生活基盤施設、都市福利施設などの整備を進めます。

- 【質の高い市街地内住宅地】

- 住宅と多様な機能との調和が図られた、複合住宅地としての適正な土地利用を促進します。

- 【城山】

- 市街地に隣接する緑の背景、貴重な動植物が生息する自然環境として保全し、市民の憩いの空間、歴史観光拠点として活用します。

- ### 【幹線道路の整備】

- 地域間交流軸となる国道217号バイパスの整備を促進し、佐伯港～佐伯インターチェンジ、国道10号方面との連絡を強化します。

- 【市街地交通の円滑化と周辺地域との連携】

- 中心市街地内の交通が便利で、周辺地域からのアクセスが容易となるように、主要幹線道路などの整備を促進します。
- 道路のバリアフリー化などの整備を進めます。
- 中心市街地及びその周辺部を巡るコミュニティバスの実験運行を行います。

- 【市街地に隣接する農地、河川の保全】

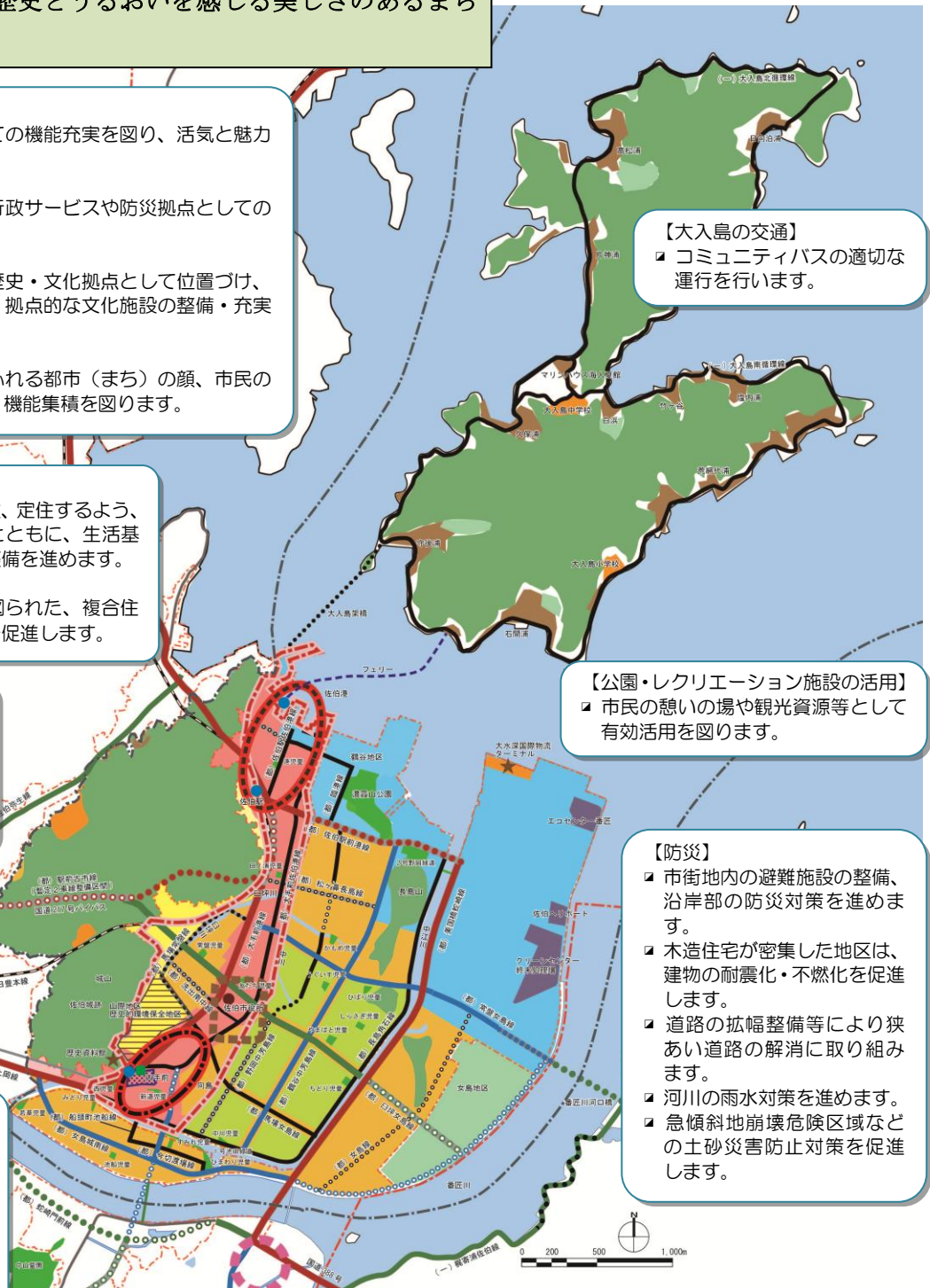
- 番匠川沿いの水辺や女島のまとまった農地は、中心市街地周辺の貴重な自然として、保全・活用を図ります。

- ### 【公園・レクリエーション施設の活用】

- 市民の憩いの場や観光資源等として有効活用を図ります。

- 【防災】

- 市街地内の避難施設の整備、沿岸部の防災対策を進めます。
- 木造住宅が密集した地区は、建物の耐震化・不燃化を促進します。
- 道路の拡幅整備等により狭あい道路の解消に取り組みます。
- 河川の雨水対策を進めます。
- 急傾斜地崩壊危険区域などの土砂災害防止対策を促進します。



《凡例》

	低層住宅地		中心市街地		用途地域界
	中層住宅地		中心商業・交流拠点		都市計画区域界
	複合住宅地		◆大前開発地区		地域界
	商業業務地		佐伯駅前・港周辺交流拠点		行政区域
	近隣商業地（沿道型商業地）		行政サービス・防災拠点		鉄道
	工業地、港湾等		歴史・文化拠点		市役所
	都市施設		交通拠点		道路改良・整備済み
	その他の施設		広域幹線道路		道路未整備（計画路線）
	集落地		主要幹線道路		" 現道あり "
	農地		幹線道路		整備を促進する区間
	森林・自然緑地等		補助幹線道路		" 現道あり "
	主な都市計画公園		その他の主な道路		
	河川・海等				

	■道路名区分		
(主)	主要地方道	(一)	一般県道
(市)	市道	(都)	都市計画道路

■鶴岡地域

●地域の目指すべき方向性

玄関口としての交通条件をいかし、多様なサービス機能を備えた、利便性の高いまち

- 交通条件をいかした利便性の高いまちづくり
- 良好な居住環境を備えた快適なまちづくり
- 自然と調和する安全なまちづくり



【市街地地域活性化拠点】

- 脇津留地区を「市街地地域活性化拠点」として位置づけ、市街地西側の都市機能を補完する生活拠点として、地域住民の生活利便性の向上を図るとともに、地域の活性化を図ります。
- 現在準工業地域を指定している区域については、現状の土地利用を踏まえた上で、中心市街地との役割分担を考慮しながら用途地域の指定のあり方を検討します。

【佐伯インターチェンジ周辺】

- 「生活環境整備・保全地域」と位置づけ、主として住環境の保護を図るため、用途地域の指定などを検討し、無秩序な開発や環境にそぐわない用途の建築を抑制します。
- 【門前工場用地】
- 佐伯インターチェンジへの近接性をいかした工業地への企業誘致を進めます。

【魅力ある住宅地の形成】

- 山の緑に囲まれた自然環境や本地域に点在する歴史資源をいかし、住宅地としての魅力向上を図ります。

【良好な居住環境の保全】

- 鶴岡町の既成市街地は、中心市街地に近い成熟した市街地として、身近な商店街の維持・育成、市民による環境向上を促進します。

【生活道路の整備】

- 地元の協力を得ながら、必要性の高いところから計画的に整備を進めます。

【下水道などの整備】

- 鶴岡町、鶴望地区の計画区域において、下水道整備を図るとともに、それ以外の地域については、合併浄化槽の普及促進を図ります。

【防災】

- 番匠川の保全・改修を促進するとともに、支流の改修を進め、内水氾濫の防止を図ります。
- 急傾斜地崩壊危険区域などの土砂災害防止対策を促進します。

【周辺自然環境の保全】

- 用途地域外の森林・自然、農地については、市街地を取り囲む緑として保全します。
- 市街地の背景となっている山並みの緑と歴史が調和した景観を保全します。

【坂の浦地区】

- 既存工業地の機能の充実、環境向上を図ります。
- 交差点の改良など安全な道路整備を図ります。

【幹線道路の整備】

- 市街地内の円滑な交通の確保、インターチェンジへのアクセス性向上のため、未整備の都市計画道路の整備など、幹線道路の整備に努めます。



【公共交通網の整備】

- 公共交通の利用促進を図り、路線バスや鉄道等の維持に努めるなど、生活交通手段の確保に取り組む。

【基盤の整備された新しい住宅地の形成】

- 用途地域内の土地の有効利用を促進します。
- 市街地基盤を面的に整備する手法について検討します。

《凡例》

低層住宅地	市街地地域活性化拠点	用途地域界
中層系住宅地	交通拠点	都市計画区域界
複合住宅地	都市間幹線道路	地域界
近隣商業地（沿道型商業地）	広域幹線道路	鉄道
生活環境整備・保全地域	主要幹線道路	道路改良・整備済み
工業地・港湾等	幹線道路	道路未整備（計画路線）
都市施設	補助幹線道路	〇〇〇〇〇〇 〃 現道あり
その他の施設	その他の主な道路	●●●●●● 〃 整備を促進する区間
集落地		〇〇〇〇〇〇 〃 現道あり
農地		
森林・自然緑地等		
主な都市計画公園		
河川・海等		

道路名称区分
 (主) 主要地方道 (一) 一般県道
 (市) 市道 (都) 都市計画道路

■堅田・青山・木立地域

●地域の目指すべき方向性

市民のやすらぎを支え、心を和ませる田園・自然景観を残すまち

- 心を和ませる田園・自然景観を残すまちづくり
- 自然に囲まれた良好な住環境のあるまちづくり
- 災害から安全な、市民の安心を支えるまちづくり



市街地地域

【良好な住環境の形成】

- 用途地域内の土地の有効利用、市街化の適切な誘導を図ります。
- 未整備の都市計画道路の整備を進めます。
- 合併浄化槽の普及促進を図ります。

【佐伯南インターチェンジへのアクセス道路の整備】

- 市街地南部、市内東南部地域からの東九州自動車道への利用の利便性を高めるため、県道の整備促進などを図ります。

【広域避難拠点】

- 佐伯市総合運動公園について、広域避難拠点としての必要な整備を図ります。

【総合運動公園周辺の低層住宅地】

- 「生活環境整備・保全地域」に位置づけ、低層系住宅地としての土地利用を図ります。

【幹線道路の整備】

- 市内各地域間を結ぶ主要幹線道路や幹線道路を整備し、円滑で安全な交通の確保に努めます。

【公園・レクリエーション施設の活用】

- 公園やレクリエーション施設の利用促進を図ります。

【自然環境、景観の保全】

- 緑豊かな山と川の自然景観、田園景観の保全を図ります。

【市街地地域活性化拠点】

- 蛇崎地区で郊外型大規模店舗等の立地している一帯を「生活環境整備・保全地域」に位置づけ、近隣商業地としての土地利用誘導を図ります。
- 「市街地地域活性化拠点」に位置づけ、生活支援の拠点として、機能の充実に図られるよう誘導します。

【優良な農地の保全】

- 番匠川、堅田川、木立川、大越川沿いの優良農地の保全を図ります。

【工業団地の整備】

- 木立地区の工場跡地を活用した企業誘致のための工場用地を整備します。

【防災】

- 番匠川の保全・改修を促進するとともに、支流の改修を進め、豪雨時の内水氾濫の防止に努めます。
- 急傾斜地崩壊危険区域などの土砂災害防止対策を促進します。
- 災害時の骨格的な緊急輸送道路となる東九州自動車道と佐伯南インターチェンジ（仮称）の整備を促進します。

【公共交通の維持・確保】

- 路線バス等の維持に努めるとともに、コミュニティバス等の適切な運行を行い、生活交通手段の確保に取り組みます。

《凡例》

- | | | |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 集落・市街地 工業地・港湾等 その他の施設 農地 森林・自然緑地等 主な都市計画公園 河川・海等 | <ul style="list-style-type: none"> 都市間幹線道路（東九州自動車道） 広域幹線道路 主要幹線道路 幹線道路 補助幹線道路 その他の主な道路 | <ul style="list-style-type: none"> 用途地域界 都市計画区域界 地域界 地区界（旧市町村界） 行政区区域 地域振興局 主な観光資源 |
|--|--|---|
- 道路名称区分
 (主) 主要地方道
 (一) 一般県道
 (市) 市道
 整備を促進する区間

■八幡・西上浦・上浦地域

●地域の目指すべき方向性

訪れる人々から愛される美しい自然を守りいかす、安心して住み続けられるまち

- 美しく清潔な景観が守られた新たな魅力を生むまちづくり
- 安心して住み続けられる、快適な居住環境を備えたまちづくり



【上浦生活拠点地区】

- 上浦振興局周辺の公共施設や民間の商業施設等、生活支援機能の維持・充実を図ります。

【防災】

- 沿岸部の防災対策を推進するとともに、避難路の整備等に取り組みます。
- 台風時の越波対策に取り組みます。
- 急傾斜地崩壊危険区域などの土砂災害防止対策を促進します。

【幹線道路の整備】

- 市内各地域を結ぶ主要幹線道路や幹線道路の整備を促進し、円滑で安全な交通の確保を図ります。

【公共交通の維持・確保】

- 公共交通の利用促進を図り、路線バスや鉄道等の維持に努めるなど、生活交通手段の確保に取り組みます。

【自然景観の保全】

- 国定公園・県立自然公園に指定されている沿岸部一帯、背景となっている山並みの景観保全を図ります。

【公園・レクリエーション施設の活用】

- 公園やレクリエーション施設は、市民の憩いの場や観光資源等として有効活用を図ります。

【市街地形成・居住環境整備】

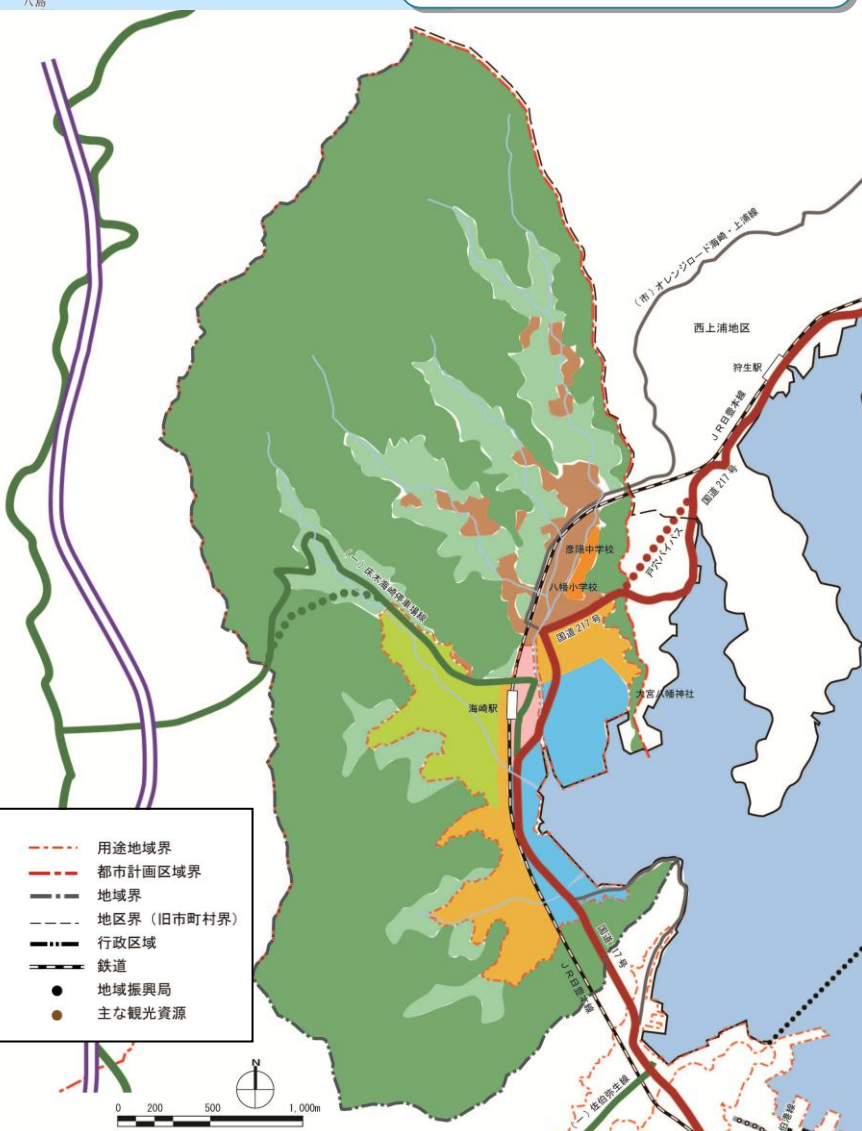
- 用途地域内の未利用地について、計画的な市街地形成がなされるよう誘導を図ります。

【生活道路の整備】

- 地元の協力を得ながら、必要性の高いところから計画的に整備を進めます。

【工業地】

- 臨海部の工業地域指定区域は、工業地としての土地利用の充実が図られるよう、製造業・流通業等の集積を促進します。



《凡例》

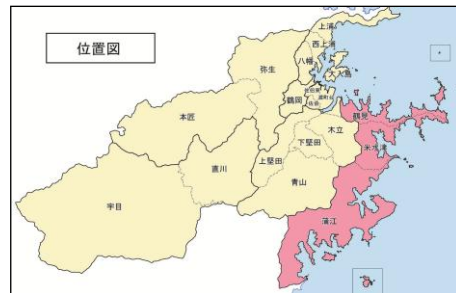
- 集落・市街地
- 工業地・港湾等
- その他の施設
- 農地
- 森林・自然緑地等
- 主な都市計画公園
- 河川・海等
- 生活拠点地区
- 都市間幹線道路（東九州自動車道）
- 広域幹線道路
- 主要幹線道路
- 幹線道路
- 補助幹線道路
- その他の主な道路
- 道路名称区分
(主) 主要地方道
(一) 一般県道
(市) 市道
- 用途地域界
- 都市計画区域界
- 地域界
- 地区界（旧市町村界）
- 行政区域
- 鉄道
- 地域振興局
- 主な観光資源
- 整備を促進する区間

鶴見・米水津・蒲江地域

●地域の目指すべき方向性

浦々の個性が息づき、活力が満ちあふれる、安心して暮らせるまち

- 海を守り、魅力を育てる活気あるまちづくり
- 自然と調和した安全で快適な暮らしやすいまちづくり
- 浦々がつながり、支え合うまちづくり



【幹線道路の整備】

- 市内各地域を結ぶ主要幹線道路や幹線道路の整備を促進し、円滑で安全な交通の確保を図ります。

【生活道路の整備】

- 地元の協力を得ながら、必要性の高いところから計画的に整備を進めます。

【公共交通の維持・確保】

- 公共交通の利用促進を図り、路線バスや航路等の維持に努めるなど、生活交通手段の確保に取り組みます。

【鶴見生活拠点地区】

【米水津生活拠点地区】

【蒲江生活拠点地区】

- 振興局周辺の公共公益施設や民間の商業施設等、生活支援の機能の維持・充実を図ります。

【居住環境の整備】

- 漁業集落排水施設の利用促進、合併浄化槽の普及促進など、居住環境の改善を図ります。

【防災】

- 沿岸部の防災対策を推進します。
- 急傾斜地崩壊危険区域などの土砂災害防止対策を促進します。

【公園・レクリエーション施設の活用】

- 浦々の身近な公園やレクリエーション施設は、市民の憩いの場や観光資源等として有効活用を図ります。

【自然環境、景観の保全】

- 国定公園・県立自然公園に指定されている沿岸部一帯、背景となっている山並みの景観保全を図ります。

【インターチェンジアクセス道路の整備】

- 東九州自動車道インターチェンジへのアクセス性の向上を図ります。



≪凡例≫

- | | | |
|----------|-------------------|-------------|
| 集落・市街地 | 都市間幹線道路 (東九州自動車道) | 用途地域界 |
| 工業地・港湾等 | 広域幹線道路 | 都市計画区域界 |
| その他の施設 | 主要幹線道路 | 地域界 |
| 農地 | 幹線道路 | 地区界 (旧市町村界) |
| 森林・自然緑地等 | 補助幹線道路 | 行政区界 |
| 主な都市計画公園 | その他の主な道路 | 鉄道 |
| 河川・海等 | | 地域振興局 |
| 生活拠点地区 | | 主な観光資源 |
| | 整備を促進する区間 | |

■宇目・直川地域

●地域の目指すべき方向性

豊かさとやすらぎを実感できる、心ふれあう山あいのまち

○佐伯市の環境を守り育む、多機能森林地域のまちづくり

○落ち着きの感じられる山あいの中で、豊かに暮らせるまちづくり



【幹線道路の整備】

- 地域内の主要幹線道路、幹線道路などに位置づけている県道の整備促進を図ります。

【生活道路の整備】

- 地元の協力を得ながら、必要性の高いところから計画的に整備を進めます。

【公共交通の維持・確保】

- 路線バスや鉄道等の維持に努めるとともに、コミュニティバス等の適切な運行を行い、生活交通手段の確保に取り組みます。

【居住環境の整備】

- 農業集落排水施設の利用促進、合併浄化槽の普及促進など、居住環境の改善を図ります。

【農地の保全・活用】

- 河川沿い低地などの農地については、整備・有効利用を促進します。

【直川生活拠点地区】

- 直川振興局周辺の公共公益施設や民間の商業施設等、生活支援機能の維持・充実を図ります。

【宇目生活拠点地区】

- 生活拠点地区内の公共公益施設や民間の商業施設等、生活支援機能の維持・充実を図ります。



【防災】

- 河川防災や山地災害の防止のための整備を促進します。
- 急傾斜地崩壊危険区域などの土砂災害防止対策を促進します。

【自然環境・景観の保全】

- 傾山系の原生林や清流など、国定公園や自然公園、景勝地などの自然環境と景観の保全を図ります。

【公園・レクリエーション施設の活用】

- 豊かな森林をいかした公園やレクリエーション施設を保全し、観光資源等として有効活用を図ります。

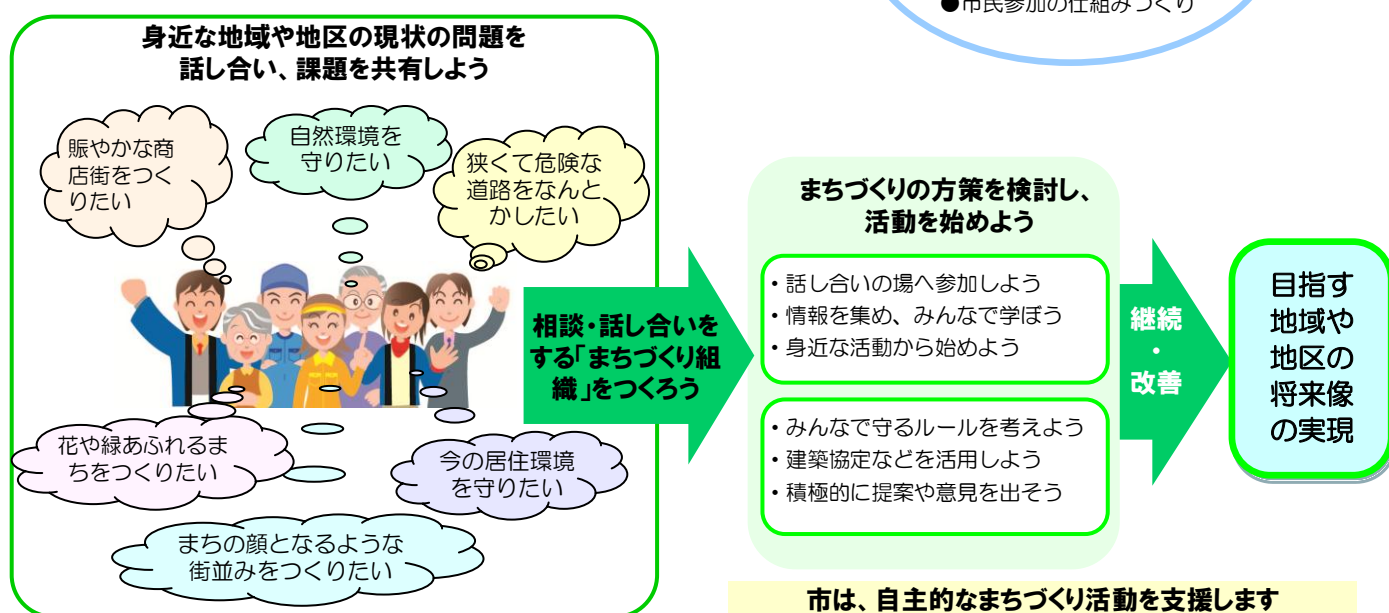
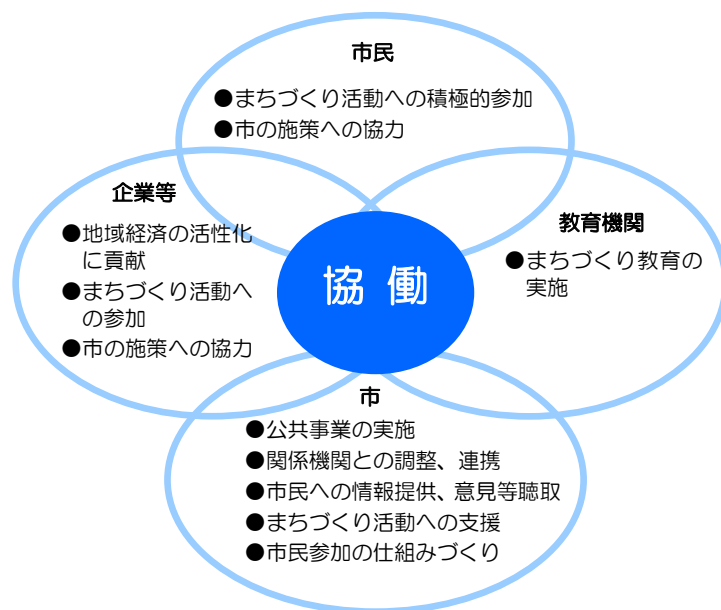
《凡例》

集落・市街地	都市間幹線道路（東九州自動車道）	用途地域界
工業地・港湾等	広域幹線道路	都市計画区域界
その他の施設	主要幹線道路	地域界
農地	幹線道路	地区界（旧市町村界）
森林・自然緑地等	補助幹線道路	行政区
主な都市計画公園	その他の主な道路	鉄道
河川・海等		地域振興局
生活拠点地区	整備を促進する区間	主な観光資源

5 まちづくりの推進の方策

●協働のための役割分担

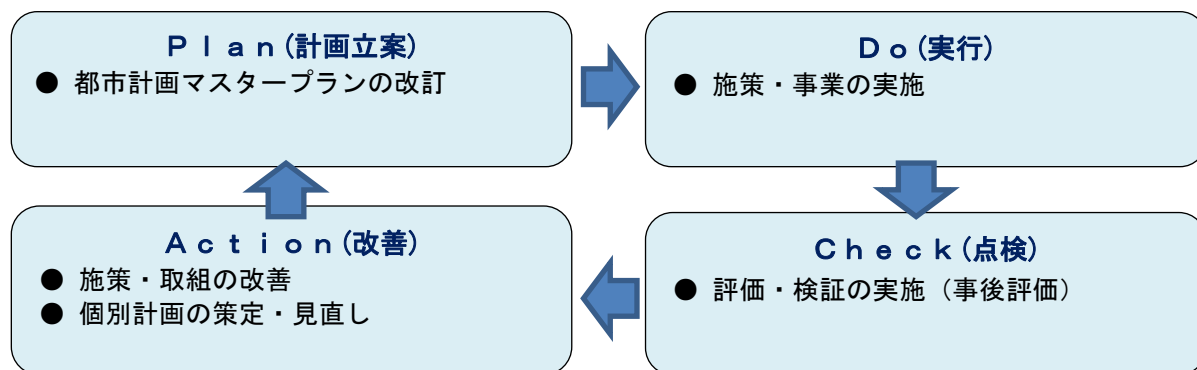
- ・市民、企業等、教育機関、行政がそれぞれ主体性を持ち、まちづくりの目標を共有化し、適切な役割分担のもと、協働によるまちづくりを進めていきます。
- ・身近な地域や地区で、まちづくりに関するさまざまな問題や課題を住民同士で話し合い、自主的なまちづくり組織をつくり、身近な活動を進め、その輪を広げていくことが望めます。
- ・快適で個性ある地域環境を創出するためには、地域住民の合意に基づくルールをつくることが有効です。



●計画的な管理と継続的改善

- ・都市計画マスタープランは、定期的に計画内容と進捗状況を評価・改善していきます。

■PDCAサイクルによる計画の進行管理



■お問い合わせ

佐伯市建設部 都市計画課

〒876-8585 佐伯市中村南町1番1号 TEL 0972-22-3114 FAX 0972-24-2615

E-mail: toshikeikakuka@city.saiki.lg.jp